

# 申 出 書 (訪問購入の記載例)

○年○月○日

○ ○ 県知事 殿

勧誘が行われたり、契約や申込みを行った地域における都道府県知事又は消費者庁長官若しくは経済産業局長と記載してください。

氏名又は  
名 称 ○ ○ ○ ○  
住 所 ○○県○○市○○町1-2-3  
電話番号 ○○-○○○○-○○○○

下記の通り、特定商取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがありますので、適切な措置をとられるよう、特定商取引に関する法律第60条に基づき、申し出ます。

## 記

### 1. 申出に係る事業者

所在地： ○○県○○市○○町3丁目2番1号

名 称： △△株式会社

### 2. 申出に係る取引の態様

訪問購入

### 3. 申出の趣旨

別紙記載の通り

取引の公正や消費者の利益を害するおそれがあると認められる行為の内容について、誰が、いつ、何を、どのように行ったのか等を記載してください。

※別紙は下記をご覧ください。

### 4. その他参考となる事項

不用品買い取りのチラシ、領収書のコピー、クーリング・オフ通知のハガキのコピー

## 【別紙】

若い女性から「チラシをご覧になりましたか、不用品の買い取りをしています。古着でも何でも買い取ります。」と電話があった。「古い着物を買って欲しい。」と言ったら、男性2人が来たので、自宅に上げた。「着物はまとめて700円で買い取る。」と言うので、安いと思ったが、買い取ってもらうことにした。

その後、「ネックレスや指輪があれば、売って欲しい。金の相場は上がっているの、今なら特別キャンペーン価格で、高く買い取らせてもらう。とりあえず査定だけでもさせてください。」と言った。金の相場がどれくらいなのか、よく分からなかったが、いくらで売れるのかと思い、金のネックレスを見せた。すると、「他にもあるでしょう。」と鏡台の宝石箱を指して、持っているアクセサリを見せるように言われた。一度は断ったものの、「無料で査定しますよ。査定だけでもさせてください。」と何度も言われたので、指輪とイヤリングを見せたが、どれも売るつもりはなかった。業者は、ネックレスの重さを量っていたが、何の説明もなく、「3点併せて1万円で買い取る。」と一方的に言った。私は、「とんでもない、ネックレスと指輪、どちらも10万円以上したのに、そんな値段じゃとても売れないわ。」と言った。が、業者は、1万円と領収書を私の手に押し付け、「今契約しただろう。」と大きな声で怒鳴ったので、怖くなりそれ以上断れなかった。その際、契約書面は渡されなかった。

業者が帰り、少し落ち着いた後、持っていかれたアクセサリがとても惜しくなり、どうしても返して欲しいとの思いで、領収書に書いてあった番号に「返してください。」と電話した。しかし、業者から「もう転売してしまったので解約には応じられない。」と言われ、転売先について尋ねたが、教えてもらえなかった。友人に電話して話を聞いてもらったところ「1万円は安すぎる。消費生活センターに相談してみたら。」と言われた。

消費生活センターに相談したら、すぐにクーリング・オフ通知を出すよう勧められ、はがきを出した。その後、センターでは、業者とアクセサリの返還交渉をしてくれたが、業者は「消費者からの要請があつて訪問したので、特商法の訪問購入には当たらない。クーリング・オフはできない。」と、応じてくれない。

このような業者の行為は、消費者の利益を害していると思われるので、特定商取引法第60条に定められている申出を行いたいと考えるに至りました。